

# 小樽市立西陵中学校 部活動ガイドライン

令和8年8月21日 改訂

## \* 部活動の意義

- ・中学校で行われている部活動は、共通の種目や分野に興味・関心を持った子どもたちが、学級や学年の枠をこえて集まって、自発的・自主的に行う活動であり、学校教育においてきわめて有意義な役割を担っている。楽しさや喜びを味わい、豊かな人間関係づくりと明るく充実した学校生活を展開していくためにも、大切な活動であると考える。

## 1. 部活動の位置付け

学習指導要領より、部活動は、教育課程（学校の教育計画）外の学校教育活動であるが、部活動の意義に鑑み、本校の教育活動の一環として実施する。

## 2. 部活動の目標

### ①個性の伸長

共通の趣味、特技を追求することにより、知識を深め技能を高める。

### ②自主的生活態度の育成

余暇の善用を図り、自律的・自主的な生活態度を養う。

### ③望ましい人間関係などの育成

先輩・後輩の望ましい人間関係を育て、集団としての資質や態度を身につけ、社会性を養う。

## 3. 開設する部について

### ① 設置条件

ア. 担当を希望する顧問（本校職員または部活動指導員）がいること。原則、複数指導体制とする。

イ. 活動場所があること。

ウ. チームスポーツにおいては、試合に出ることのできる人数が確保されていること。

### ② 設置方法

ア. 部活動の設置は、前年度まで設置されていた部を考慮し、生徒の希望調査等を参考にしながら、職員会議を経て校長が決定する。

イ. 新しい部の結成や廃部は、職員会議を経て、校長が決定する。

### ③ その他

ア. 基本的には単年度設置とし、年度ごとに見直す。

イ. ①の条件が満たされなかったときは休部や廃部等について職員会議で協議する。

ウ. 合同チームについては別途協議する。

エ. 拠点校部活動については市が設置したものとする。

#### 【今年度開設する部】

・女子バレーボール

・男子バスケットボール

・バドミントン

・陸上競技

・文化

・拠点校部活動

## 4. 部活動への加入について

① 原則、部活動へは、希望する者が加入することとし、開設する部でのかけ持ちは認めない。

② 加入には、保護者の同意を必要とする。

③ 部活動の年度途中の変更は、認めないことを原則とする。

## 5. 活動時間等について

① 活動については顧問の考えと生徒の実態を考慮し実施する。

② 各学期中の部活動について

ア. 活動時間は、平日2時間、休日3時間までとする。

イ. 早朝の部活動は行わない。

- ③ 長期休業中の部活動について  
ア. 活動時間は、平日2時間、休日3時間までとする。  
イ. 年度末・年度始、閉庁日の活動は行わない。
- ④ 定期テスト前の活動について  
テスト3日前から、原則、部活動は停止する。大会等が近い場合は事前に周知し、職員の理解と校長の許可を得て実施する。
- ⑤ 職員会議、研修日等の会議日の活動について
- ⑥ 原則的には活動を行わない。大会等が近い場合は事前に周知し、職員の理解と校長の許可を得て実施する。
- ⑦ 休養日について  
週2日以上休養日を設ける。

## 6. 部活動推進にかかわる留意事項

- ① 各部の顧問は、本校職員が複数で担当することを原則とする。教職員定数の増減に伴い、部活動数及び活動内容を変更する場合がある。
- ② 部活動指導員は単独で指導・引率することができる。
- ③ 部活動は、指導者の監督の下に行う。特別な場合、校長の許可を得て、外部コーチを活用することができる。
- ④ 部活動は、校長の承認を得た年間計画・月間計画などに基づいて行う。活動計画や各種文書等は各部活動顧問が保管する。
- ⑤ 対外試合・練習試合・コンクールなどについて  
ア. 校長が教育上必要と認めた場合に参加できる。部活動顧問は事前に校長の許可を取る。  
イ. 生徒の移送については、保護者の責任とし、原則として公共交通機関を利用する。
- ⑥ 設置部活外種目の中体連大会（市内大会、全道大会等）への引率は、その都度、担当係を中心に協議する。
- ⑦ 学校生活における部活動参加の位置付けは、授業・学習活動はもとより、学級会活動、生徒会活動を部活動より優先するものとする。
- ⑧ 部活動は希望参加制とするが、積極的に参加することが望ましい。また、3年間継続して同じ部活動に参加することが望ましいが、やむを得ない理由がある場合はその限りではない。
- ⑨ 災害の補償について  
ア. 日本スポーツ振興センターの災害共済給付が活用できる。適用されない場合もあるため留意すること。（申請に際し、活動計画の提示を求められることが多い。）

## 7. その他

- ① 協会や連盟の主催による宿泊練習は、保護者の責任において参加させることとする。
- ② 活動時間・下校時間・設備・備品の利用など、部活動に関する約束を守れない場合や、日常の学校生活におけるルール違反、反社会的行為があったときには、当該部活動を停止することがある。
- ③ 熱中症対策については、北海道並びに国から示されている暑さ対策に準ずる。
- ④ 各部で定められた服装で参加する（ジャージやユニフォーム等）。
- ⑤ かばんなどの持ち物は活動場所に持参し、活動終了後は教室に戻らず下校する。
- ⑥ 更衣室は更衣のみに使用すること。
- ⑦ 指導者不在の場合は活動できない。
- ⑧ 用具の出し入れなどは、顧問の許可を得ること。
- ⑨ 活動終了後は、清掃、整備を行い、消灯、窓、非常口などの点検を顧問が責任をもち行う。
- ⑩ 部活動に関する事項は教頭が窓口となり、担当係と連携しながら進める。